

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【条 例】

- 岡山県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例を廃止する条例
- 岡山県ふく処理等規制条例
- 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 岡山県流域下水道条例の一部を改正する条例
- 岡山県営住宅条例の一部を改正する条例
- 公布した条例の解説

【解 説】

- 総務学事課
- 教育委員会
- 生活衛生課
- 子ども未来課
- 都市計画課
- 住宅課
- 総務学事課

目次

担当課（室）

岡山県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十七年十月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十六号

岡山県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例を廃止する条例

岡山県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例（平成二十一年岡山県条例第四十四号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県ふぐ処理等規制条例をここに公布する。

平成二十七年十月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十七号

岡山県ふぐ処理等規制条例

岡山県ふぐ調理等規制条例（昭和四十九年岡山県条例第四十二号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 販売等の規制（第三条）

第三章 ふぐ処理師（第四条―第八条）

第四章 ふぐ処理業者（第九条―第十六条）

第五章 雑則（第十七条―第二十条）

第六章 罰則（第二十一条―第二十五条）

附 則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、ふぐの処理、販売等について必要な規制を行うことにより、ふぐの体内に含有される毒素に起因する食中毒の発生を防止することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 食用のふぐ ふぐのうち食用に供することができるものとして規則で定めるものをいう。

二 食用のふぐの処理 食用のふぐの卵巣、肝臓その他のそれに含有される毒素により人の健康を損なうおそれがある部位として規則で定めるもの（第七条第一項第一号及び第三号において「有毒部位」という。）を除去し、又はその塩蔵を行うことにより人の健康を損なわないようにすることをいう。

三 ふぐ処理師 業として食用のふぐの処理に従事する者であつて、第四条第一項に規定する免許を受けているものをいう。

四 ふぐ処理業 業として食用のふぐの処理を行うことをいう。

五 ふぐ処理施設 ふぐ処理業者がふぐ処理業を営む施設をいう。

六 ふぐ処理業者 ふぐ処理業を営む者であつて、当該ふぐ処理施設において第九条第一項に規定する登録を受けているものをいう。

第二章 販売等の規制

第三条 ふぐは、食用のふぐの処理を行ったものでなければ、食用として販売し、若しくは授与し、又は販売若しくは授与の用に供する食品として加工し、若しくは調理してはならない。ただし、ふぐ処理業者に販売し、又は授与する場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

2 ふぐ処理師以外の者は、業として食用のふぐの処理に従事してはならない。ただし、ふぐ処理施設において、ふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けて業として食用のふぐの処理に従事する場合は、この限りでない。

第三章 ふぐ処理師

(免許)

第四条 業として食用のふぐの処理に従事しようとする者は、ふぐ処理師の免許（第八条第一項第二号を除き、以下「免許」という。）を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請に基づいて免許を与えるものとする。

一 知事が実施するふぐ処理師試験（次条及び第十九条第一項第二号において「試験」という。）に合格した者

二 前号に掲げる者と同年以上の知識及び技能を有する者として規則で定めるもの

3 免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 氏名、住所及び生年月日

二 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）

三 その他規則で定める事項

4 免許は、ふぐ処理師名簿に前項各号に掲げる事項を登録することによって行うものとする。

5 知事は、次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えない。

一 第三項の申請書又は書類に虚偽の記載があり、又は重要な事項の記載が欠けている者

二 第八条第一項又は第二項の規定により免許を取り消され、当該取消の日から起算して二年を経過しない者

三 この条例又はこの条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

四 前二号に規定する事由に準ずる事由があると知事が認める者

(試験)

第五条 試験は、ふぐ処理師として必要な知識及び技能について、知事が毎年一回以上実施する。

2 試験は、調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第二条に規定する調理師であつて、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 ふぐ処理施設においてふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けて業として食用のふぐの処理に従事した期間が二年以上である者

二 前号に掲げる者と同年以上の経験を有する者として規則で定めるもの

3 前項の規定にかかわらず、前条第五項第二号又は第三号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

（免許証）

第六条 知事は、免許を与えたときは、その者の氏名、生年月日その他規則で定める事項を記載したふぐ処理師免許証（以下「免許証」という。）を交付する。

2 ふぐ処理師は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、知事に免許証の書換え交付を申請しなければならない。

3 ふぐ処理師は、免許証を亡失し、又は毀損したときは、規則で定めるところにより、速やかに知事に免許証の再交付を申請しなければならない。

4 ふぐ処理師は、前項の規定により免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、速やかにこれを知事に返納しなければならない。

5 ふぐ処理師が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡又は失踪の届出義務者は、その日から三十日以内に、当該ふぐ処理師の免許証を知事に返納しなければならない。

（ふぐ処理師の遵守事項）

第七条 ふぐ処理師は、業として食用のふぐの処理に従事するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 有毒部位を完全に除去すること。

二 専用のまな板、包丁等の器具を用いること。

三 除去した有毒部位を施錠することができる不浸透性の材料で作られた専用の容器に入れて保管し、焼却等公衆衛生上の危害を生ずるおそれのない方法で完全に処分すること。

四 食用のふぐの処理の際に使用した器具を十分に洗浄すること。

五 ふぐ処理施設以外の場所で、業として食用のふぐの処理に従事しないこと。

六 その他ふぐの体内に含有される毒素に起因する食中毒の発生を防止するために遵守すべき事項として規則で定めるもの

2 ふぐ処理師は、免許証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（免許の取消し等）

第八条 知事は、ふぐ処理師が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すものとする。

- 一 偽りその他不正の手段により免許を受けたとき。
 - 二 調理師法第六条の規定により調理師の免許を取り消されたとき。
 - 三 第四条第二項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき。
 - 四 第四条第五項第三号に掲げる者に該当するに至ったとき。
- 2 知事は、ふぐ処理師が第三条第一項又は前条の規定に違反したときは、その免許を取り消し、又は期間を定めてその免許の効力を停止することができる。
 - 3 ふぐ処理師は、第一項又は第二項の規定により免許を取り消されたときは、当該取消しがあつたことを知つた日の翌日から起算して五日以内に、免許証を知事に返納しなければならない。

第四章 ふぐ処理業者

(登録)

第九条 ふぐ処理業を営もうとする者は、ふぐ処理施設ごとに知事の登録（以下「登録」という。）を受けなければならない。

2 登録を受けようとする者は、ふぐ処理施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- 二 ふぐ処理施設の名称及び所在地
- 三 専任のふぐ処理師の氏名
- 四 その他規則で定める事項

3 知事は、前項の規定による申請書の提出があつた場合で、次に掲げる基準に適合していると認めるときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、登録をしなければならない。

- 一 ふぐ処理施設に一人以上の専任のふぐ処理師が置かれていること。
- 二 ふぐ処理施設がふぐの体内に含有される毒素に起因する食中毒の発生を防止するために必要な基準として規則で定めるものに適合していること。

4 登録は、ふぐ処理業者登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 第二項各号に掲げる事項
- 二 登録の年月日及び登録番号

5 知事は、登録をしたときは、その旨を第二項の規定により申請書を提出した者（次条及び第十一条第一項において「申請者」という。）に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第十条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第二項の申請書若しくは書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、登録を拒否する。

- 一 第十五条第一項（第四号に係る部分を除く。）の規定により登録を取り消され、当該取消しの日から起算して二年を経過しないとき。

- 二 第十五条第一項の規定により登録を取り消された法人であるふぐ処理業者の役員であつた者（当該取消しの日前三十日以内において役員であつた者に限る。）で当該取消しの日から起算し

て二年を経過しないとき。

三 この条例又はこの条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しないとき。

四 法人であつて、その役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるとき。

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、速やかに、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録証の交付等)

第十一条 知事は、登録をしたときは、第九条第四項各号に掲げる事項を記載したふぐ処理業者登録証(以下「登録証」という。)を申請者に交付する。

2 ふぐ処理業者は、登録証をふぐ処理施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

3 第六条第二項から第四項までの規定は、登録証について準用する。

(ふぐ処理業者の遵守事項)

第十二条 ふぐ処理業者は、ふぐ処理業を営む場合においては、第九条第三項各号に掲げる基準を遵守しなければならない。

2 ふぐ処理業者は、ふぐ処理業を営む場合においては、ふぐ処理施設において、ふぐ処理師を食用のふぐの処理に従事させなければならない。ただし、ふぐ処理師以外の者にふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けて食用のふぐの処理に従事させる場合は、この限りでない。

3 ふぐ処理業者は、登録証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(休止の届出等)

第十三条 ふぐ処理業者は、ふぐ処理施設を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 ふぐ処理業者は、ふぐ処理施設を廃止したときは、前項の規定による届出に併せて登録証を知事に返納しなければならない。

3 ふぐ処理業者は、ふぐ処理施設を再開しようとするときは、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

(措置命令)

第十四条 知事は、ふぐ処理施設が第九条第三項第二号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、ふぐ処理業者に対し、期限を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十五条 知事は、ふぐ処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

一 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

二 第十二条第二項又は第三項の規定に違反したとき。

三 第三項の規定による禁止又は命令に違反したとき。

四 第三項第二号(第九条第三項第二号に係る部分に限る。)の規定により当該ふぐ処理施設にお

けるふぐ処理業を禁止され、又はその停止を命ぜられた日から起算して一月を経過しても当該ふぐ処理施設が同号に掲げる基準に適合しないとき。

2 ふぐ処理業者は、前項の規定により登録を取り消されたときは、当該取消しがあったことを知った日の翌日から起算して五日以内に、登録証を知事に返納しなければならない。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該ふぐ処理施設におけるふぐ処理業を禁止し、又は期間を定めてその停止を命ずることができる。

一 ふぐ処理施設に置かれた全ての専任のふぐ処理師の免許について第八条第二項の規定によりその効力が停止されたとき。

二 ふぐ処理施設が第九条第三項各号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

三 ふぐ処理施設において食用のふぐの処理に従事する者が第三条の規定に違反したとき。

(地位の承継)

第十六条 ふぐ処理業者について相続、合併又は分割（ふぐ処理業を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりふぐ処理業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割によりふぐ処理業を承継した法人は、当該ふぐ処理業者の地位を承継する。

2 前項の規定によりふぐ処理業者の地位を承継した者は、速やかに、その事実を証する書面及び登録証を添えて、その旨を知事に届け出るとともに、登録証の書換え交付を申請しなければならない。

第五章 雑則

(立入検査等)

第十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ふぐ処理師、ふぐ処理業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は食品衛生監視員（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）

第三十条第一項の食品衛生監視員をいう。次項において同じ。）に、ふぐ処理施設その他関係のある場所に立ち入り、食用のふぐの処理の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査等をする食品衛生監視員は、規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第十八条 知事は、ふぐの体内に含有される毒素に起因する食中毒の発生を防止するため、この条例又はこの条例に基づく処分に違反した者の名称等を公表し、その危害の状況を明らかにすることができる。

(手数料)

第十九条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

一 免許を受けようとする者 一件につき五千円

二 試験を受けようとする者 一件につき一万五千四百三十円

三 第六条第二項の免許証の書換え交付を受けようとする者 一件につき二千九百二十円

四 第六条第三項の免許証の再交付を受けようとする者 一件につき二千九百二十円

五 登録を受けようとする者 一件につき五千五百八十円

六 第十一条第三項において準用する第六条第二項の登録証の書換え交付を受けようとする者 一件につき三千元

七 第十一条第三項において準用する第六条第三項の登録証の再交付を受けようとする者 一件につき三千元

2 前項の手数料は、申請書等に相当額の岡山県収入証紙を貼って納付しなければならない。

3 知事は、特に必要があると認めるときは、第一項の手数料を減免することができる。

4 第一項の手数料で既に納付したものは、還付しない。ただし、知事が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(規則への委任)

第二十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第二項の規定に違反した者

二 偽りその他不正の手段により免許又は登録を受けた者

三 登録を受けないでふぐ処理業を営んだ者

四 第十五条第三項の規定による禁止又は命令に違反した者

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定に違反した者

二 第七条第一項(第一号、第三号又は第五号に係る部分に限る。)又は第二項の規定に違反した者

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第二項の規定に違反した者

二 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第二十五条 偽りその他不正の行為により第十九条第一項の手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてこの条例による改正前の岡山県ふぐ調理等規制条例(以下「旧条例」という。)第七条のふぐ調理者名簿に登録されている者(以下「旧登録者」という。)(次項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第十一条の規定により登録を抹消された者を除く。附則第四項及び第五項において同じ。)は、施行日から平成三十一年三月三十一日までの間(以下「経過措置期間」という。)においては、第三条第二項及び第四条第一項の規定にかかわらず、従前の例により業として食用のふぐの処理に従事することができる。旧登録者が経過措置期間において免許の申請をし、経過措置期間を経過した場合における当該申請について免許を与え、又は与えない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

3 前項の場合において、旧条例第八条から第十一条までの規定(これらの規定に係る罰則を含む)は、なおその効力を有する。

4 附則第二項の場合において、ふぐ処理施設に置かれる旧登録者については、ふぐ処理師とみなして、第九条第二項及び第三項、第十二条第一項及び第二項本文並びに第十五条第一項及び第三項の規定を適用する。この場合において、同項第一号中「の免許について第八条第二項の規定によりその効力が停止されたとき」とあるのは、「について附則第三項の規定によりなおその効力を有することとされるこの条例による改正前の岡山県ふぐ調理等規制条例(昭和四十九年岡山県条例第四十二号)第十一条の規定により登録を抹消されたとき」とする。

5 業として食用のふぐの処理に従事した期間が二年以上ある旧登録者であつて、経過措置期間において知事が別に定める講習を受けて、食用のふぐの処理に関して必要な知識及び技能を有することについて知事の認定を受け、その者の氏名、生年月日その他規則で定める事項を記載した認定証を交付されたものについては、第四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、ふぐ処理師とみなして、この条例(第六条第一項を除く。)の規定を適用する。この場合において、この条例(第八条第一項第二号を除く。)中「免許証」とあるのは「認定証」と、「免許」とあるのは「認定」とする。

6 旧登録者が施行日前に業として食用のふぐの処理に従事した期間及び施行日以後に附則第二項の規定により業として食用のふぐの処理に従事した期間は、第五条第二項第一号の業として食用のふぐの処理に従事した期間とみなす。

7 旧条例第十一条(附則第三項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。)の規定により登録を抹消され、当該抹消の日から起算して二年を経過しない者又は旧条例(附則第三項及び第九項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。)の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者に係る第四条第五項の規定の適用については、同項第二号中「又は第二項」とあるのは「若しくは第二項」と、「当該取消し」とあるのは「又はこの条例による改正前の岡山県ふぐ調理等規

制条例（昭和四十九年岡山県条例第四十二号。次号において「旧条例」という。）第十一条（附則第三項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）の規定により登録を抹消され、当該取消し又は抹消」と、同項第三号中「この条例又は」とあるのは「この条例若しくは旧条例（附則第三項及び第九項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）の規定又は」とする。

8 施行日の前日までに旧条例第四条第一項の規定による営業の届出をした者（旧条例第六条第一項の規定により当該営業の廃止の届出をした者を除く。以下「旧業者」という。）は、経過措置期間においては、第九条第一項の規定にかかわらず、従前の例によりふぐ処理業を営むことができる。旧業者が経過措置期間において登録の申請をし、経過措置期間を経過した場合における当該申請について登録をし、又は登録を拒否した旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

9 前項の場合において、旧条例第四条第二項、第五条及び第六条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、なおその効力を有する。

10 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

11 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中五十一の項を削り、五十二の項を五十一の項とし、同項の次に次の一項を加える。

| | |
|--|----------------|
| <p>五十二 岡山県ふぐ処理等規制条例（平成二十七年岡山県条例第五十七号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 条例第九条第一項の規定による登録</p> <p>ロ 条例第九条第五項及び第十条第二項の規定による通知</p> <p>ハ 条例第十一条第一項の規定による登録証の交付</p> <p>ニ 条例第十一条第三項において準用する条例第六条第二項の規定による登録証の書換え交付</p> <p>ホ 条例第十一条第三項において準用する条例第六条第三項の規定による登録証の再交付</p> <p>ヘ 条例第十一条第三項において準用する条例第六条第四項並びに条例第十三条第二項及び第十五条第二項の規定による登録証の返納の受理</p> <p>ト 条例第十三条第一項及び第三項の規定によるふぐ処理施設の休止等の届出の受理</p> <p>チ 条例第十四条の規定による措置の命令</p> <p>リ 条例第十五条第一項の規定による登録の取消し</p> <p>ヌ 条例第十五条第三項の規定によるふぐ処理業の禁止及び停止の命令</p> <p>ル 条例第十六条第二項の規定による地位の承継の届出の受理</p> <p>ヲ 条例第十七条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査等</p> <p>ワ 条例第十八条の規定による公表（ふぐ処理業に係るものに限る。）</p> <p>カ 条例附則第九項の規定によりなおその効力を有することとされる条例による改正前の岡山県ふぐ調理等規制条例（昭和四十九年岡山県条例第四十二号。以下この項において「旧条例」という。）第四条第二項の規定によ</p> | <p>岡山市 倉敷市</p> |
|--|----------------|

| | |
|---|--|
| る変更の届出の受理 ヨ 旧条例第六条第一項の規定による営業の休止及び廃止の届出並びに返還 される届出済証の受理 タ 旧条例第六条第二項の規定による営業の再開の届出の受理 | |
|---|--|

別表第二中三十の項を削り、三十一の項を三十の項とし、同項の次に次の一項を加える。

| | |
|--------------------------------------|---------|
| 三十一 岡山県ふぐ処理等規制条例及び同条例の施行のための規則に基づく事務 | 岡山市 倉敷市 |
|--------------------------------------|---------|

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十八号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十六の項中ホ及びへを削り、トをホとし、チからヲまでをへからヌまでとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十九号

岡山県流域下水道条例の一部を改正する条例

岡山県流域下水道条例（昭和六十三年岡山県条例第十五号）の一部を次のように改正する。
第一条中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条の十第一項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十号

岡山県営住宅条例の一部を改正する条例

岡山県営住宅条例（平成九年岡山県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「第二十九條第一項」を「第三十九條」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

◎ 岡山県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例を廃止する条例について
国が県に交付した高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金により実施した事業等の終了に伴い、岡山県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金を廃止したものである。

◎ 岡山県ふぐ処理等規制条例について
ふぐの加工品の流通の状況に鑑み、有毒な部位を除去したふぐの調理等に係る規制を緩和するとともに、ふぐの体内に含有される毒素に起因する食中毒の発生を防止するため、食用のふぐの処理に係る免許等の制度を導入するものである。

◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、知事の権限に属する事務のうち倉敷市が処理することとしている事務から、同法に基づく認定の有効期間の決定等に関する事務を除く等所要の改正を行ったものである。

◎ 岡山県流域下水道条例の一部を改正する条例について
下水道法の一部改正に伴い、規定の整備を行ったものである。

◎ 岡山県営住宅条例の一部を改正する条例について
福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、規定の整備を行ったものである。